

労働・助成金情報 特急便

第 89 号 (2020 年 3 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高齢者を採用する機会が多くなっています。その際に、高齢者のための雇用継続を援助・促進する雇用保険の制度や高齢者を雇い入れる企業を援助する助成金制度について 2 回にわたってご紹介します。今回は、雇用保険の制度についてです。

◆ 高齢雇用継続給付

60 歳以上 65 歳未満の雇用保険被保険者が、60 歳時点に比べて賃金が 75% 未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへ申請することによって各月に支払われた賃金の最大 15% の給付金が支給されます。この高齢雇用継続給付には 2 種類あり、どちらも 60 歳になった時の賃金の登録を行うために「60 歳到達時等賃金証明書」をハローワークに提出します。

① 高齢雇用継続基本給付金

【支給資格】

- 60 歳到達日 (60 歳の誕生日の前日) に被保険者であること
- 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者であること
- 「雇用保険被保険者であった期間」が通算して **5 年以上** あること。ただし、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が 1 年以内であり、この 5 年の間に求職者給付や就業促進手当の支給を受けていない場合は通算できます。

※一般被保険者とは・・・高齢被保険者・短期雇用特例被保険者（所定労働時間 30 時間未満・契約期間 4 か月以内）・日雇労働被保険者以外の被保険者です。

【支給期間】

60 歳到達日の属する月から、65 歳に到達する日の属する月までの間

※60 歳到達時に支給資格を満たしていなかった場合は、支給資格を満たした日の属する月からとなります。

【支給資格の確認方法】

給付を受ける労働者が働いている事業所の管轄ハローワークへ「**支給資格手続き及び支給申請**」を行います。

この手続きによって、高齢雇用継続基本給付金の支給資格の確認を受けることができます。

60 歳到達時点で被保険者であった期間が通算 5 年未満で、支給資格が確認できなかった場合でも、その後の被保険者であった期間が 5 年を満たした時点で、再度手続きを行うことで支給資格の確認が受けられます。この場合、支給資格を満たした時点の賃金月額 (上限あり) が登録されます。

② 高齢再就職給付金

【支給資格】

- 60 歳以上 65 歳未満で再就職した一般被保険者であること
- 1 年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと
- **再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その支給期間内に再就職し、かつ支給残日数が 100 日以上** あること
- 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して **5 年以上** あること
- その再就職について、再就職手当を受給していないこと

【支給期間】

- 雇用保険の基本手当の残日数が200日以上の場合、被保険者となった日の翌日から2年を経過する月まで
- 雇用保険の基本手当の残日数が100日以上200日未満の場合、被保険者となった日の翌日から1年を経過する月まで
- 上記2点の場合に、2年または1年を経過する前に65歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65歳に達した日の属する月まで

【受給資格の確認方法】

雇用保険の基本手当等を受給した60歳以上の方を再雇用した場合に、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に、「受給資格確認票」を管轄のハローワークに提出します。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格を受けたことがある方が離職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「受給資格確認通知書」

受給資格がない場合は「受給資格否認通知書」が交付されます。

「受給資格確認通知書」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当にかかる賃金日額の30日分の額とその75%に相当する額が、それぞれ「賃金月額」「賃金月額の75%」、支給残日数に応じた「支給期間」が印字されます。

※受給資格が否認された場合は、それ以降、受給資格を満たすことはありません。

【様々なケース】

◆ 離職等で雇用保険の被保険者でなくなった時

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、資格を喪失した時には、「雇用保険被保険者資格喪失届」と一緒に「支給申請書」を提出します。

※1日以上被保険者として雇用されない日がある月は、支給対象月とはなりません。

◆ 受給中に本人が死亡した時

死亡した日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。請求は、死亡した日の翌日から6か月以内です。

◆ 不正を行った時

高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、不正な手段で支給を受ける、または受けようとした場合は、不正受給の処分を受けることとなります。不正受給した金額の3倍の金額を納めなければいけません。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合は、事業主も連帯処分等を受けることとなります。

【メリット】

受給出来る出来ないに関わらずに60歳到達時に手続きをすることによって、

- 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる
- 初回の支給申請にかかる事務処理が円滑になされる
- 支給申請漏れの防止になる

60歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。このような場合には、60歳到達時点の事業主の皆様に対して、60歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。是非、60歳になる従業員の方で該当する場合には手続きをおすすめします。

また、「高年齢雇用継続基本給付金」「高年齢再就職給付金」はどちらか一つしか選択できません。

60歳以上65歳未満の方を雇う時には、入社時に給付金の支給申請の有無等の確認を取られるとよいと思います。